## 提言

## 冗長な労働事件判決の簡潔化について

## 小西 國友

わが国において「社会法」という概念が広義に用いられる場合には、労働法や経済法を含むものとして用いられるとともに、社会保障法をも含むものとして用いられることが多い。また、「社会法」という概念が狭義に用いられる場合には、労働法と社会保障法とを意味することが多い。そして、ドイツにおいても、Sozialrecht という言葉が広義に用いられる場合には労働法と社会保障法とを含む(しかし、Wirtschaftsrecht がゾチアール・レヒトに含まれるか否かは明確ではない)が、ドイツには Arbeits- und Sozialrecht (労働法ないし社会法。労働法および社会法という訳語は誤訳に近い)という言葉もあり、この場合における Sozialrecht はわが国での社会保障法にほぼ対応している。

労働法と社会保障法とは共に契約自由の原則などの基本原理を修正する法として共通の性質を有し、このことはわが国でもドイツでも同様(だが、経済法についてはドイツでは前述したように不明な点がある)であるが、この両国での立法の仕方はかなり相違しており、ドイツにおいては体系的な社会保障法であるライヒ保険法(RVO)がすでに1914年に制定され、また、体系的な労働法としての性質を有する営業法(GWO)も1900年に制定された。

ところが、わが国では断片的な労働法として工場法が明治44(1911)年に制定され、また、大正11(1922)年にはやはり断片的な社会保障法として健康保険法が制定(施行は大正15年)された。この健康保険法はドイツのライヒ保険法(疾病保険・災害保険・年金保険の三部構成)の一部である疾病保険(医療保険)を参考にしたものと理解されている。そして、工場法もドイツの営業法の一部を参考にしたものである。

ひるがえって、わが国における労働法と社会保障法に関する判例の在様について概観してみると、労働判例としては膨大な数の下級審判例が存在し、また、最高裁判例も決して少ないとは言えない数の判例が存在している。これに対して、社会保障判例は下級審判例が数少なく、最高裁判例も数少ない情況にある。この数少ない最高裁判例

の一つとして、有名な昭和 42 年の朝日事件判例があるが、この判例に関して一般的に紹介されている部分(例えば、厚生大臣の制定にかかる生活保護基準の合憲性の判断部分など)は厳密には傍論(オビタ・ディクタ)である。

労働判例のうちの下級審判例の数が膨大なものになった大きな原因の一つは、第二次大戦終了後において東京地裁の労働部(労働専門部)が膨大な数の判決や決定を言い渡したことによるものである。この当時における東京地裁の労働部は民事第6部と第11部と第19部の三部であったが、後に制度改革が行われ現在における労働部は民事第11部・第19部・第36部の三部である。また、大阪地裁にも労働部(労働集中部)として第5民事部が存在している。

これらの労働部にはそれぞれの時代において優秀な裁判官が意識的に配属されてきたが、特に東京地裁の労働部とりわけ民事第11部には優秀な裁判官が配置され、このような裁判官の1人として沖野威(おきの・たけし)判事がいた。そして、沖野判事が裁判長裁判官として審理し言い渡した判決の一つが昭和41年の住友セメント結婚退職事件判決だったのである。この判決は、戦後における多数の労働判例の中でも特記すべきものであり、結論の妥当性は言うまでもなく、論理の明確性においても群を抜いたものであって、昭和60年に制定された男女雇用機会均等法の立法にも強い影響を与えたものである。

ところが, 近時の東京地裁や大阪地裁の判決は, 結論の妥当性はともかくとして, 冗長で論理の明確性に欠けるものが増えてきているのである。このような傾向は単独裁判官が審理して言い渡した判決に多く見られる。かかる傾向は, 何よりも事実認定が微に入り細を穿っていることによるものと言ってよい。当事者の主張を現状におけるよりも簡潔に整理し, これにより事実認定も簡潔に記述し, それを前提にしたコンパクトで明解な判決や決定が増加することを希望するものである。

(こにし・くにとも 立教大学名誉教授)